

戸田FAX情報

NO. 513

平成24年12月25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田 裕陽

余剰電力の売却収入と税金 ソーラーパネルの設置場所と所得の種類

[1] 自宅に設置している場合

サラリーマンのAさんは、自宅の屋根にソーラーパネルを設置しました。昼間に発電した電気を利用し、余剰電力は売却しています。この売却収入について、確定申告をしなければならないのでしょうか。

給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。一年間の売却額を収入とし、減価償却費を必要経費として所得金額を算出します。必要経費となる減価償却費の額は、(余剰売却量／全発電量)を乗じた額になります。太陽光発電設備は「機械設備」に分類され、耐用年数は17年です。

ただし、雑所得の金額が年間20万円以下である時は、確定申告をしなくても良いことになっています。

[2] 自宅兼店舗に設置している場合

個人商店を営むBさんは、1階を店舗、2階を自宅として使っています。この自宅兼店舗になっている建物にソーラーパネルを設置し、発電した電力を自宅と店舗で使用し余剰分は売却しています。電気使用量メーターは1つなので自宅分、店舗分、売却分と区分することができません。確定申告はどう計算し申告すれば良いでしょうか。

自営業者が自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備は、発電された電力を店舗で使用していることから、事業用資産に該当します。したがって電力の売却収入は事業所得の付随収入に該当します。必要経費となる減価償却費の額は、売却分の電力量については毎月の検針票により確認できますので、自宅と店舗の電力量は使用率や使用面積割合により算出して、自宅分を除きます。

なお「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法第10条の2の2)」等の適用を受ける場合についても、上記の必要経費に算入した割合に基づき計算します。具体的な金額については、弊所に御相談ください。

[3] 賃貸アパートに設置している場合

不動産賃貸業を営むCさんは、賃貸アパートの屋上にソーラーパネルを設置しました。発電した電力は賃貸アパートの共用部分で使用し、余剰電力は売却しています。売却収入はどの所得として申告すれば良いでしょうか。

賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、発電した電力は共用部分に使用しています。設置したことにより共用部分の電気料金が減少し、その分不動産所得の金額が増加します。不動産所得を増減させる要因となることから、余剰電力の売却収入は不動産所得として計算します。設備は業務用資産に該当しますので、減価償却費の全額を必要経費に算入します。

[2](措法第10条の2の2)等は、事業所得又は事業所得に係る所得税額に対する特例なので、賃貸アパートに設置した場合は適用されませんので、御注意ください。